

プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	本日の審議事項

### これまでの経緯

- 第 421 回企業会計基準委員会（2019 年 11 月 29 日開催）において、基準諮問会議から企業会計基準委員会に対して、「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するイニシャル・コイン・オフリング（ICO）トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」について、当委員会の新規テーマとして提言された。提言を受けて、同日の企業会計基準委員会において、本件を当委員会の新規テーマとし、実務対応専門委員会で検討を行うことが了承され、第 126 回実務対応専門委員会（2019 年 12 月 24 日開催）及び第 423 回企業会計基準委員会（2019 年 12 月 26 日開催）より検討を開始した。
- その後、本件に関して以下のとおり審議又は報告を行っている。

専門委員会	企業会計基準委員会
第 126 回（2019 年 12 月 24 日開催）	第 423 回（2019 年 12 月 26 日開催）
第 127 回（2020 年 3 月 23 日開催）	第 431 回（2020 年 4 月 30 日開催）
第 128 回（2020 年 5 月 12 日開催）	—
第 129 回（2020 年 5 月 27 日開催）	第 435 回（2020 年 6 月 12 日開催）
—	第 458 回（2021 年 5 月 31 日開催）
第 141 回（2021 年 12 月 2 日開催）	—
第 142 回（2021 年 12 月 22 日開催）	第 471 回（2022 年 1 月 12 日開催）
第 143 回（2022 年 1 月 18 日開催）	第 472 回（2022 年 1 月 26 日開催）
第 144 回（2022 年 2 月 1 日開催）	

- 第 458 回企業会計基準委員会（2021 年 5 月 31 日開催）及び第 471 回企業会計基準委員会（2022 年 1 月 12 日開催）において、今後の検討の進め方について審議を行い、以下のとおり進めることとしている。

### 日本基準の開発

#### （電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する会計処理）

- 会計基準の開発を速やかに完了するため、実務対応報告を公表する。

**(資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関する会計処理)**

- 会計基準の開発を進めることの必要性を確認する意味も含め、論点整理を公表する。
4. なお、電子記録移転有価証券表示権利等に関して、実務対応報告で取り扱わないこととした論点については、実務対応報告公開草案と同日に公表する予定の「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の中で併せて関係者からの意見を募集することとし、そこでの要望に基づき別途の対応を図ることの可否を判断することを予定している。

**本日の審議事項**

5. 本日の企業会計基準委員会では、以下についてご意見をお伺いしたい。
- なお、審議事項(1)-3、審議事項(1)-5 及び審議事項(1)-6 について、前回からの修正履歴の資料を参考資料としている。
- (1) 電子記録移転有価証券表示権利等の保有者における発生及び消滅の認識の時期に関する論点（審議事項(1)-2）。
  - (2) 実務対応報告公開草案「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」の文案（審議事項(1)-3）。
  - (3) 公開草案の「コメントの募集」の文案（審議事項(1)-4）。
  - (4) 「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の文案（審議事項(1)-5）。
  - (5) 論点整理の「コメントの募集」の文案（審議事項(1)-6）。
6. なお、第 472 回企業会計基準委員会及び第 144 回実務対応専門委員会で聞かれた意見を審議事項(1)-7 に記載している。

以 上